

## 電気通信大学大学院情報理工学研究科再入学に関する規程

平成27年 3月26日

改正

平成30年 3月28日

令和 2年12月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学学則（以下「学則」という。）第11条第3項及び第16条第3項の規定に基づき、大学院情報理工学研究科（以下「研究科」という。）における再入学について定めるものとする。

(出願の受付期間及び手続等)

第2条 再入学を志望する者（以下「志望者」という。）は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて学長に願出するものとする。

- (1) 再入学願（別記様式第1号）
- (2) 健康診断書（健康上の理由で退学した者）

2 出願の受付期間は、再入学の時期に応じて次の各号に掲げるとおりとする。ただし、各号に掲げる期間の初日及び末日について、当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたることとなる場合は、次の平日とする。

- (1) 4月再入学 12月1日から12月20日まで
- (2) 10月再入学 6月1日から6月30日まで

3 除籍された者は、出願することができない。

(受入れ専攻等)

第3条 再入学は、志望者が在学中に所属した専攻について許可するものとする。ただし、改組及び指導教員の異動等、相当の理由があるときはこの限りでない。

(受入れ審査)

第4条 再入学の出願があったときは、当該専攻及び教育委員会において受入れの可否について審査の上、研究科教授会で審議し、その結果を学長に報告するものとする。

2 この規程による再入学は、1回を限度とする。

3 学長は、第1項の報告を受けて、再入学の許可の可否を決定する。

(再入学の年次)

第5条 再入学の年次は、志望者の在学中の在学期間、修得単位数、審査その他の状況を総合的に審査して決定するものとする。

(在学可能な期間)

第6条 学則第55条に規定する在学期間については、同条の在学期間から再入学前に在学していた期間を差し引いた期間とする。この場合において、再入学前に在学していた期間は、6か月を単位として算定し、これに満たない月数を切り捨てるものとする。

(修了に係る在学期間)

第7条 学則第68条の2本文及び第69条第1項本文に規定する在学期間については、

当該所要在学期間から再入学前に在学していた期間を差し引いた期間とする。

(休学期間)

第8条 学則第21条第2項に規定する休学期間については、再入学前に休学した期間があるときは、再入学後これを通算する。

(履修規程)

第9条 履修規程は、再入学が許可された年次に在学する者（休学又は標準修業年限を超えることにより当該年次に属する者等を除く。）に適用されるものを準用する。

(再入学前の修得単位の取扱い)

第10条 再入学前に修得した単位は、再入学する専攻において審査の上、教育委員会で認定する。この場合において、成績評価は、単位修得時のものを用いる。

2 再入学前に修得した単位の認定について必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第11条 前条までに定めるもののほか、再入学に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に再入学した者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 電気通信大学大学院情報システム学研究科再入学に関する規程は、廃止する。
- 3 電気通信大学大学院情報システム学研究科を退学した者が、再入学を志望する場合は、本研究科に再入学を志望する者として取り扱うものとし、受入れを承諾した指導教員が所属する専攻を受入れ専攻とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第2条関係）

## 再 入 学 願

願出 年 月 日

電気通信大学長 殿

氏名（※）

生年月日 年 月 日

住 所 〒

電話番号

下記事由により、再入学したいので許可をお願いします。

記

1. 退学前の研究科、専攻及び入学年度

研究科 専攻 年度入学

2. 退学及び再入学の理由

3. 指導教員受入承認欄 教員氏名（※）

連絡者（保護者等）承認欄 氏名（※）

住 所 〒

電話番号

- 備考
1. 連絡者（保護者等）の承認を必ず受けること。
  2. 健康上の理由による退学の場合は、医師の診断書を添付すること。
  3. 希望する指導教員の受入承認を事前に受けること。
  4. 氏名（※）は、署名（本人自署）とし、署名できないときは記名押印すること。